

## 意見提出者一覧

(受付順、敬称略)

受付	意見受付日	意見提出者
1	平成30年7月19日	個人A
2	平成30年7月19日	個人B※
3	平成30年7月27日	いぶき司法書士事務所
4	平成30年8月6日	個人C
5	平成30年8月7日	匿名(法人)
6	平成30年8月15日	株式会社グラントン
7	平成30年8月15日	ファイン・インテリジェンス・グループ株式会社
8	平成30年8月17日	株式会社まほろば工房
9	平成30年8月20日	弁護士有志
10	平成30年8月20日	個人D
11	平成30年8月21日	東北インテリジェント通信株式会社
12	平成30年8月22日	株式会社三通
13	平成30年8月22日	RingCentral Japan株式会社
14	平成30年8月22日	株式会社STNet
15	平成30年8月22日	ZIP Telecom株式会社
16	平成30年8月22日	東日本電信電話株式会社
17	平成30年8月22日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
18	平成30年8月22日	西日本電信電話株式会社
19	平成30年8月22日	Coltテクノロジーサービス株式会社
20	平成30年8月22日	株式会社リンク
21	平成30年8月22日	株式会社QTnet
22	平成30年8月22日	個人E
23	平成30年8月22日	株式会社NTTドコモ
24	平成30年8月22日	シスコシステムズ合同会社
25	平成30年8月22日	個人F
26	平成30年8月22日	個人G
27	平成30年8月22日	個人H
28	平成30年8月22日	個人I
29	平成30年8月22日	個人J

※ 本意見募集の内容に関する御意見ではないため掲載を割愛しています。



受付番号: 201807190000481520

受信日付: 2018/07/19 18:45:07

案件番号: 145209152

案件名:

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申(案)に対する意見募集

宛先府省名: 総務省

郵便番号: -

住所:

氏名:

連絡先電話番号: -

利用者メールアドレス:

提出意見:

0AB-J 番号が地域によって固定されている必要はすでにないと考えます。また、固定・携帯の番号体系の違いについてもすでに必要のない状況ではないでしょうか？

米国のように、0AB-J 番号も携帯も関係なくナンバーポータビリティを認め、転送着信、転送発信もインターネットの世界からも区別なく電話番号を使えるようにすべきなのではないかと思います。

受付番号: 201807270000481922

受信日付: 2018/07/27 17:47:50

案件番号: 145209152

案件名:

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申(案)に対する意見募集

宛先府省名: 総務省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: いぶき司法書士事務所

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

今回の答申で固定電話番号を利用する転送電話サービスが廃止になるとするならば、その損害は計り知れないものであります。ビジネスで使用している以上、電話番号は自分の顔の一つである。土業であれば、名刺交換をしてから仕事の依頼がくるまで相当な時間を要することもあります。数年後に仕事の依頼がくることも珍しくありません。仮に、廃止にされるのなら、打開策の検討もしていただきたい。例えば、現在使用している電話番号を新たに設置する電話回線に割り当てるなどの措置をとってほしい。何の打開策もなく廃止になってしまうと死活問題であり信用問題にも発展します。法律事務所でも当該サービスを導入しているところも珍しくはありません。

何卒、ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

受付番号: 201808060000483668

受信日付: 2018/08/06 22:32:51

案件番号: 145209152

案件名:

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申(案)に対する意見募集

宛先府省名: 総務省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

内閣府が進める働き方改革や総務省が進めるテレワーク推進と逆行する動きであり、上記に付随する新規ビジネスの芽を摘むものとなり、経済成長への貢献もなされない悪しき規制となると考えます。

確かに固定電話しか連絡方法がなく、交通事情が悪かった過去においては、電話番号＝場所であり、信頼性の確保に繋がっていたことは認めざるを得ない。しかし、今はインターネットにて、電話番号の発信元の信頼性を共有する仕組みもあり、様々なツールを駆使することで調査も容易になっている。番号のみが信頼を担保するものでは一概に言えなくなっている。かつては番号と住所が紐づけられることにより、旧 NTT 局舎の位置と局番が一致し、そのエリアにあるということが証明されていた。それが今回の信頼性に繋がっているであろう。ただ、現実には、既にそれを崩壊させる制度やサービスを総務省自身が許容している。

例としては、

1. ナンバーポータビリティ制度: 既存の回線業者を変更することで場所を変えても、既存の番号を使う方法。03地域であれば、そのまま利用可能な移転方法となっている。

2. FMC サービス: NTT Docomo、KDDI、ソフトバンクの FMC サービスは、顧客宅内の PBX を介して、0 ABJ 番号で発信が可能となっている。個社毎に特別契約を締結して許容して、どこからでも OABJ 番号での発信が実現されている。

3. IP-PBX: 通信事業者の IP-PBX のクラウドサービスや顧客宅内の IP-PBX を利用して、どこからでも指定した OABJ 番号での発信が可能となっている。ユーザ自身が、0 を押せば 03 番号を使い、1 を押せば 06 番号で発信することさえも可能となっている。

4. OABJ 番号の転送サービス: 既存で各通信事業者の提供済みの OABJ 番号の転送サービスは発信が可能であり、今回の規制では廃止という指摘も記載されておらず、継続提供が可能となっている。

と様々なサービスが上げられ、多数のユーザ(特に大企業向けにのみ提供されている)が上記のサービスを利用している。

今回の答申では地理的識別性や社会的信頼性のために今回の施策が必須とあるが、上述の通り、

信頼性を守るべき通信事業者により地理的識別性を失わせるサービスは、一部の大手企業向けに對してのみ、サービス提供を許容しており、ただ乗り状態になっている。その矛盾に關してはどのような解を出すのが疑問である。

歴史的に考えれば、0ABJ 番号は電電公社の局舎単位に番号を割り振っていた名残かと思ひます。その後、技術の進展に伴い、局舎は集約され、その番号の意味合いも当初の目的に縛られる必要がなくなつてきています。例えば、03 番号を一か所で一括で管理し、自由に払い出せるようにすれば、管理コストも大幅に削減可能となる。また、ベンチャーが企業規模の拡大に合わせてオフィス拡大に伴い、移転するにしても、電話番号の変更に伴い、様々な印刷物や登記情報の再登録とコスト増につながる。他にも、この規制緩和に伴い、自宅でも会社の番号で電話の受発信ができ、災害時に避難拠点で同じ番号で事業継続を行うことも実現できるようになる。さらに環境の変化は、様々な新規の通信ベンチャーも創出する機会となるであろう。

今回の答申は、信頼性という名のもとに、新しいチャレンジを阻止し、既存の通信事業者を守ろうとすることを目的としていることが明らかに見えている。固定回線の提供ができない事業者は電話番号を提供させないというのが本質となっているためである。このような保護政策は様々な業種で国際競争力の衰退に繋がっていることは、歴史的にも証明されている。このような見直しをきっかけに様々なビジネスチャンスを産み出すきっかけを作り、経済を活性化せる仕組みを提供し、日本発の通信ベンチャーを産み出すことに貢献して欲しい。

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方【平成30年4月10日付け 諮問第1228号】」  
を讀んでの意見

一番は「固定電話番号に係る地理的識別性及び社会的信頼性の確保の在り方」についてです

現在、ネットサービスの進化により、時間と場所を問わず仕事・生活ができるようになりました。  
ふるさと納税が良い例で、その場所にいなくても、地域への想いは手軽に反映できるようになりました。  
転送電話も同様の流れが好ましく、どこでも地域性のある電話番号が使えることに発展性があると思  
います。

また働き方改革で、多拠点居住や遠距離通勤が可能になってきている今、拠点毎に端末設備などが  
必要になるとなれば、携帯電話のみで対応するようになり、海外の転送サービスを国内で使ったり  
することのメリットの方が大きくなります。

転送サービスはあくまでもインフラなので、信頼性に通じる、悪用するかしないかは使用者によるこ  
ろでインフラの問題ではないと考えます。

現在私は多拠点居住を進めています、移住先に情が芽ばえ、地方の電話番号を東京で使えたらど  
れだけいいことかと考えるようになっていきます。

今回の答申の結果下記の様なサービスが停止されるのであれば、  
電話回線に関する利権は、海外のサービス(Web での通話)にごっそり持って行かれてしまうと考  
えます。

※ShamoURL: <https://shamo.nifcloud.com/>

(※1) ShaMo!は本答申(案)に記載のある「番号非指定事業者(番号指定事業者からの  
番号の卸提供)による転送電話」に該当いたします。

(※2) ShaMo!のご契約者様の拠点に、固定端末設備及び固定端末系伝送路設備  
(固定電話サービスに関する物理回線)が設置されていることが必要となるなど。

以上となります。

-----  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
-----

受付番号: 201808150000484567

受信日付: 2018/08/15 12:47:38

案件番号: 145209152

案件名:

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申(案)に対する意見募集

宛先府省名: 総務省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: 株式会社グラントン [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

### 3. 固定電話番号に係る地理的識別性及び社会的信頼性の確保の在り方について

VPN 経由で遠隔地からの利用や様々な転送電話サービスが普及してしまっている現状で、地理的識別性を確保するのであれば、今からでも身分証や登記書類等での所在地の確認を徹底すればよいと考えます。

固定電話回線、端末を必須とする意見もあるようですが、起業後間もないようなベンチャー企業やフリーランスなどが、コワーキングスペースやシェアオフィスを拠点とし、回線を引くことができない場合に不平等が生じます。

また、0AB-J 番号の信頼性については、慣習的な面が大きく、0AB-J でなければ信頼されず、不利益を被ることが問題であり、0AB-J でないというだけで極端に言えば差別的な扱いを受けることになるのが現状です。このような状況で、さらに消費者の選択肢を狭め、自由な競争を妨げるような施策は、適切ではないと感じます。

法人のみに限定するとの意見もあるようですが、必要としている方には、副業を含む個人、個人事業主の方も大勢いるものと考えています。

地理的識別性については、書類で確認を徹底すればよく、法人のみに限定するべきではないという意見です。

### 4. 固定電話番号に係る通話品質の識別性の確保の在り方について

回線設備に要件を設定したとしても、実際には、端末の性能、話す人の声の大きさ、聞きやすさ、周囲の雑音などにより、通話品質は大きく左右されます。

また、携帯電話では、電波状況に左右され、Skype や LINE などのインターネット回線を利用した通話アプリが普及し、それに加え、多くのビジネスフォンの主装置でスマートフォンが接続されて利用されてい



て、通話品質は一定ではありませんが多の方が問題なく利用しているのが現状です。

このような中で、通話品質の識別性として要件を定めることには意味が無いのではないのでしょうか？  
もし、通話品質が受け入れられないものであれば、そのサービスは自然と淘汰されていくのではないのでしょうか？

転送電話サービスについては、品質要件を定める必要はない、という意見です。

#### 5.固定電話番号に係る緊急通報の確保の在り方について

答申(案)のように、転送電話サービスの場合、緊急通報はできないようにするべきだとの意見です。

#### 6.番号非指定業者(番号指定業者からの番号の卸提供)による転送電話サービスの提供の在り方)について

答申(案)のように、番号指定業者が総務省に報告するようにするべきとの意見です。

## 【要旨】

- ・本件行政の不手際から始まった話であるので、規制するべきものではなく、規制するとしても既存業者に対する手厚い移行措置の検討が必要
- ・電気通信事業者だけでなく、秘書代行/レンタルオフィス事業者にも同様の規制が必要
- ・地域性判断に MA の概念も必要

## 【本文】

0ABJ 番号をインターネット環境で利用することについては以前より問題となっており、小生のほうが 2012 年にそちらにお伺いして意見をいただいた際は、「グレー」との話であったが、翌年にお伺いした際は「問題ない」との回答をいただいている。

当方、その回答に従い、インターネット経由での 0ABJ 番号サービスを提供している。(登記簿/免許書での本人確認、およびお客様拠点へのブロードバンドインターネット接続でのルータ/電話機の設置を前提としている)

2013 年にお伺いした際は、各社がインターネット経由での 0ABJ 番号サービスの提供を大々的に始めた時点となりこちらとしては「本来は規制対象なものが、蔓延っている。規制をしない場合は行政の不作为にあたるのではないか」との意見でお話ししたところ、そちらからは問題としないとの回答をいただいている。

状況が変わり、規制対象とすることもやむを得ないのかもしれないが、それであれば本来違法なものであるのだから、最初から規制するべきであり、行政として「違法またはグレーなのは知っていたが、いままでは問題視していなかった(敢えて不作為として見ないふりをしていた)。しかし、一般消費者からの声が出てきたのであわてて規制の検討に入った」という感がぬぐえない。つまりは行政の不手際がここになって出てきたと考えられるため、本来は規制緩和の方向に持って行くべきものであると考える。

答申においても既存事業者への配慮の記述があるが、インターネット経由での 0ABJ 番号サービスは、現状では一定の地位のサービスとなっているため、これを一律に「不可」とする場合、もともとは行政の不手際から始まっているものであるため、既存事業者への手厚い移行措置などの検討が求められると考える。

また、同様に電気通信事業者のみでなく、秘書代行サービス/レンタルオフィスにおいても「バーチャルオフィス」などとして秘書代行/レンタルオフィス業者の住所(実際の影響活動の拠点が無い状態)での 0ABJ 番号の利用がある。

規制が必要なのであれば、電気通信事業者のみならず、秘書代行業/レンタルオフィス事業者への同様の規制がなければ公平な競争環境と言えないものと考ええる。

03/06 番号については、MA 跨りでのインターネット経由 0ABJ 番号サービスにて、NTT 番号の同番移行サービスを行っている事業者がある。03/06 番号においては、03-3xyy、の x 部分でおおよその居住地が分かるなど、単に 03 だから東京であるというものではない。そのため 03 番号を東京都内以外で使えないようにするのであれば、本来の MA の外でその番号が使えるようにするべきではないと考える。

(例として;03-54xx; 渋谷、港区など、がインターネット経由 0ABJ 番号サービスに移行することにより、練馬区など本来の MA から外れた地域でも利用できる場合がある。これについても規制の対象とすべきと考える)

よろしく願いいたします。

Fine Intelligence Group Inc. CEO

Hisao FUJITA

藤田久男

TEL: [REDACTED] FAX: [REDACTED]

Mail: [REDACTED]

受付番号: 201808170000484815

受信日付: 2018/08/17 16:58:25

案件番号: 145209152

案件名:

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申(案)に対する意見募集

宛先府省名: 総務省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: 株式会社まほろば工房 代表取締役 近藤邦昭

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

■ 1: 答申案 10P

地理的識別性及び社会的信頼性の確保の在り方(以下、「識別性と信頼性」と表記)

意見: 転送契約者の実在確認及び本人確認

契約時点で番号区画内に転送契約者の拠点(住所)が確実に存在し、且つ、本人確認も行うことは既に犯罪収益移転防止法の一部として要求されており、このレベルにおいて担保していくことについては消費者利益保護の観点からも賛成します。

■ 2: 答申案 10P

識別性と信頼性

意見: 転送契約者の拠点に固定端末設備及び固定端末系伝送路設備の設置等

転送契約者に対し、拠点(住所)に固定端末設備及び固定端末系伝送路設備の設置を求めることは下記3点から疑問があります。

- 1) 0AB～J-IP 電話の場合、契約者側で固定端末設備の設置場所を容易に変更できるため、契約段階の住所を完全に特定することは難しい。
- 2) 固定端末系伝送路設備(回線)の敷設を必須としたとしても、通話を転送できる装置やサービスはもはや多数存在しているし、契約者自身が設定することで通話転送も可能になることから、実態としての地理的識別性は根本的に担保できない。
- 3) 個人・法人を問わず、必ずしも望まない設備への継続的負担を強いることとなり、消費者の利益とならない。

■ 3: 答申案 10～11P

識別性と信頼性

意見: 050 番号等利用と個人向け転送のニーズ

個人向けの発信転送についてはニーズが明確とは言えないとのことですが、契約段階では個人事業主と個人を区別することはできません。個人事業主や小規模以下の法人等においては、固定電話のみだと拠点不在時に発信ができなため、事業の発展や働き方改革の推進のため、業務用電話として0AB～J番号を発信元番号とする転送サービスを利用したいというニーズは非常に多くあります。

また、「個人向けの場合は発信元番号に050番号を使えばよい」との方向性ですが、050番号は着信側で無視されるケースもままあるので、一律050番号利用という形で規制をかける方がむしろ消費者の不利益につながる可能性があることも認識いただきたいと思います。

#### ■4: 答申案 10P

識別性と信頼性

意見: 設備設置の義務化について

上記1～3の意見を踏まえ、方向性における第二項である「転送契約者の拠点に、固定端末設備及び固定端末系伝送路設備(固定電話サービスに関する物理回線)が設置されていて、～」については、下記3点から適切ではないと考えます。

- 1) 「固定端末系伝送路設備」を転送契約者の拠点に設置することは、事実上、電話会社による回線を敷設するしか方法がなく、0AB～Jの転送サービス排除につながる。
- 2) 仮に本項の規制を行った場合でも、内線網として転送する手段はあるため、現実的な規制とはならない。
- 3) 設備設置の義務化は、一般利用者にとっても安価な電話サービスを購入する手段がなくなるなど、消費者利益とはならない。

#### ■5: 答申案 10P

識別性と信頼性

意見: 050番号の使用について

上記3でも述べた通り、050番号は発信元番号に適していないユースケースが実際に存在しており、良心的に使用する場面でも、利用者に不利益が生じかねないことを認識されたい。また、非通知発信についても、既に着信側で非通知発信は非鳴動と設定している個人・法人も少なくなく、利用者の視点から考えると、現実的とは言い難いと考えます。

#### ■6: 答申案 12～14P

固定電話番号に係る通話品質の識別性の確保の在り方

意見: 固定電話に係る通話品質

固定電話の通話品質は一定レベルで規制がありますが、海外に設置したコールセンターを内線網で接続し発信した場合等では、利用者視点から見れば固定電話に求められる通話品質が保たれていないケースも存在しています。

「固定電話の通話品質」を利用者視点で担保するのであれば、内線網の品質も完全に担保する必要がありますが、これは過剰対応と考えます。固定電話網内の品質については、現状の規制の通り一定の品質を担保するように規制することには賛成ですが、転送電話だけに対して、端末までの通話品質

を担保させることは、消費者にとってはさほど区別は無く見えるため、意味があるとは思えません。

また、固定電話と同等水準の通話品質を確保できない場合の通話開始時の音声ガイダンスや発信音を流す等の措置に対しては規制範囲として同意可能ですが、通話品質自体に関する規制については現実的な担保手段なども含めて対応が困難であるため、反対します。

■7: 答申案 12～14P

固定電話番号に係る通話品質の識別性の確保の在り方

意見: 発信者番号の非通知

発信者番号の非通知については、現時点で既に非通知着信をそもそも鳴動させない等の措置を講じている個人・法人もあるため、現実的ではないと考えます。

2018年(平成30年)8月20日

総務省総合通信基盤局 番号企画室 御中

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申(案)に対する意見書

〒

(ふりがな

所在地

(ふりがな) ゆうしだいひょう べんごし なかいかつひろ

名称 有志代表 弁護士 中井克洋

(有志の呼掛人・賛同者は別紙記載のとおり)

電話番号

電子メールアドレス

平成30年7月18日付け情報通信審議会電気通信事業政策部会による「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」(以下「本答申案」という)について、次のとおり意見を述べる。なお、本意見で提言した施策については、組織犯罪対策を含む民事介入暴力対策に係る委員会に関わっている弁護士を中心とする呼掛人・賛同者一覧の弁護士(別紙記載)が、有志として賛同した内容である。

#### 1 「1. 検討に当たっての基本的考え方」について

本答申案は、固定電話の利用態様に係る基礎的な提言を行うものであると理解される  
ところ、転送電話サービスの信頼性を害している最も根本的な問題は、それが特殊詐欺  
の犯罪ツールとして利用され、日々、多くの被害者が生じていることにある。本答申案  
に係る審議に関しても、社会的には特殊詐欺対策としての固定電話の速やかな廃止に係  
る法整備が期待されていた。

したがって、答申を行うにあたっては、転送電話サービスが特殊詐欺の犯罪ツールと  
して利用されないような根本的な対策をパッケージとして導入すべきである。

2 「2. 検討の進め方（プロセス）」について

特に意見はない。

3 「3. 固定電話番号に係る地理的識別性及び社会的信頼性の確保の在り方」について

上述「1」に述べたとおり、固定電話を利用した転送電話サービスの問題を地理的識別性に基づく社会的信頼性に限定することは問題の本質を誤るものである。固定電話の社会的信頼性は、それが犯罪ツールとして用いられることがないことを確保することによって初めて担保されるものであり、そのためには、下記の施策が実施されるべきである。

すなわち、固定電話を利用した転送電話サービスの犯罪利用において、最も基本的な問題は、固定電話の利用契約に際し、携帯電話では実施されている、本人確認が義務付けられていないことである。また、転送電話サービスが広く犯罪ツールとして用いられていることに鑑みれば、電気通信役務の卸先が転送電話サービスを行おうとする場合、それが正当な目的に合致するビジネスモデルであるか否かを明確にする必要がある。

その上で、固定電話を利用した転送電話サービスの本人確認が適切に行われ、かつ、そのビジネスモデルが正当な目的に合致するものであることが明確にされて初めて、電話回線の利用開始を認めるべきである。すなわち、社会的信頼性が高い番号指定事業者の人的資源に依拠し、転送電話サービスの利用開始に際し、当該サービスが犯罪利用されないような施策を講じるべきである。

記

固定電話<sup>1</sup>に係る電気通信役務に関わる以下の(1)乃至(3)の事業者に対し、それぞれ、以下の義務（但し、事業者内部の転送等で犯罪利用のおそれがないものとして特定されたものを除く）を課し、電話回線が電話転送サービスに用いられる場合の末端利用者による電話回線の利用開始を、他の番号指定事業者との情報共有等により得られた情報、番号非指定事業者が番号指定事業者に提出した末端利用者に関する本人確認資料等に基づく番号指定事業者による確認を条件とすること。

(1) 全ての事業者

契約相手方に関する本人確認義務、契約相手方の電話回線の利用目的の確認義務、犯罪利用目的でないことの確認義務及び犯罪利用目的に対する役務提供拒絶義務

---

<sup>1</sup> 端末装置としての電話の設置場所が固定されているIP電話（050番号の電気通信番号が指定されたIP電話）を含む固定端末を意味する。以下、同じ。



(2) 契約の相手方が電話転送サービスを行う事業者

契約相手方に関する本人確認義務、契約相手方の電話回線の利用目的の確認義務、契約相手方による電話転送サービスの内容（電話転送サービスに関わる代理店等及び転送に用いる電話番号）の確認義務、犯罪利用でないことの確認義務及び犯罪利用に対する役務提供拒絶義務

(3) 電話転送サービスを末端利用者に提供する事業者

契約相手方に関する本人確認義務、末端利用者による電話回線の利用目的・利用可能電話番号の確認義務、犯罪利用目的でないことの確認義務及び犯罪利用目的の取引への役務提供拒絶義務、並びに、本人情報等の番号指定事業者への提出義務

4 「4. 固定電話番号に係る通話品質の識別性の確保の在り方」について

上記「1」記載のとおり、固定電話を用いた転送電話サービスの問題は、単に通話品質の問題にとどまるものではなく、固定電話、携帯電話又は0A0番号と同等水準の品質を確保できるか否かにかかわらず、転送電話サービスが用いられた事実を明確にする必要がある。したがって、下記の施策が実施されるべきである。

記

- ア 転送電話サービスにおいて、固定電話を発着信の起点又は終点として、固定電話と携帯電話・IP電話（但し終端装置が固定されていないIP電話）又は発信者番号通知不能の国際電話等との間で転送が行われる場合、転送が行われていることを識別できる信号音又はメッセージ等の告知手段を講ずることを義務付けること。
- イ 画面表示による転送の告知が行われるのであれば、発信者番号表示機能が不可欠となるし、特殊詐欺対策として、それが偽装されたものであったとしても、特定の番号を被害者が認識することが重要であることに鑑みれば、各電話会社において、非事業者の個人（特に高齢者）に対する発信者番号表示機能（いわゆるナンバーディスプレイ機能）のサービスの無償化又は料金の低額化を実施する必要がある。

なお、転送電話が比較的広まっている状況の下で、信号音又はメッセージ等の告知が行われることについて利用者がとまどうことがないように、政府は、転送電話サービスを利用した通信については、信号音又はメッセージが流されることを広報する必要がある。

5 「5.固定電話番号に係る緊急通報の確保の在り方」について

特に意見はない。

6 「6. 番号非指定事業者（番号指定事業者からの番号の卸提供）による転送電話サービスの提供の在り方」について

転送電話サービスの適正化を行うためには、事業の適正性の継続的な確認と犯罪利用の際における捜査に必要な情報を迅速に捜査機関に提供する体制を整備し、転送電話サービスを用いた特殊詐欺行為の確実な立件が不可欠である。そのためには、社会的信頼性が高く、転送電話サービスの事業の適正性を恒常的に監視することができる番号指定事業者の人的資源に依拠し、その目的を達成することが最も適切である。また、番号指定事業者の社会的責任として、情報提供、番号の廃止及び新規契約の締結拒絶に関する義務を課す以上、そのような行為を行ったことに伴う法的責任を免除・軽減する必要があると考えられる。

そのために、下記の施策が実施されるべきである。

記

ア 番号指定事業者が、以下の(1)及び(2)の照会に対し、当該照会の目的に必要な以下の情報を提供することを認めること

(1) 犯罪捜査のための捜査機関の照会及び訴訟手続における裁判所の調査嘱託に基づく照会

番号指定事業者において保有する取引情報(上記3による届出に基づくものも含む。以下、同じ)、並びに、その保有する取引情報及び技術的手段を用いて取得可能な電話番号及び通話日時に関する情報

(2) 被害回復のための手続等に基づく弁護士法23条の2に基づく照会

上記(1)の情報のうち被害回復に不可欠な加害者を確定するための情報

イ 以下の(1)乃至(3)の場合、番号指定事業者が、他の番号指定事業者との情報共有その他の協力に基づき、番号指定事業者が保有する取引情報その他の技術的手段を用いて、それぞれの場合の末端利用者の電話番号を特定し、当該末端利用者を契約者とする全ての電話番号の廃止を行うことを認めること。

(1) 末端利用者が契約する電話番号が詐欺等の一定の犯罪に現に利用され又はその高度の嫌疑が存在する場合

(2) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）（以下「携帯電話不正利用防止法」という。）に準じ、固定電話又は転送電話サービスが、詐

欺等の一定の犯罪に利用されていると認めるに足りる相当の理由があるものとして行われる警察署長による本人確認の求めに基づく通信事業者の本人確認に末端利用者が応じない場合

- (3) 末端利用者が申告した本人特定事項又は本人確認資料が虚偽のものであった場合

ウ イ項(1)乃至(3)の場合において、番号指定事業者が、以下の(1)及び(2)の者による電話回線の利用に係る役務提供の全部又は一部を拒絶することを認めること。

- (1) イ項の末端利用者  
(2) イ項の末端利用者と電話回線の利用に係る役務提供契約をした者又はその者の電話回線の利用に係る役務提供契約をした者で、本人確認体制・犯罪利用防止体制に不備があると認められる事業者

エ 契約約款又は法律の規定に基づき、相当の理由に基づく卸元事業者による情報の提供並びに電話番号の廃止及び付与の拒絶に係る法的責任を免除すること。

## 7 その他

なお、本答申案では、事業者が作成する「電気通信番号使用計画」及び番号の使用状況等に関する定期報告等により、総務省が、番号指定事業者による番号の卸提供の状況（卸番号数、卸先事業者名、卸先事業者による転送電話サービスの提供状況等）、番号非指定事業者（卸先事業者）による卸提供を受けた番号の使用状況（使用番号数、卸元事業者名、転送電話サービスの提供状況）及び当該番号非指定事業者が他の事業者による番号の再卸提供を行っている場合は当該番号非指定事業者による番号の再卸提供の状況（再卸番号数、再卸先事業者名、再卸先事業者による転送サービスの提供状況等）を把握することとされている<sup>2</sup>。

同答申案は、報告事項に例示をしたものの後に「等」という語が付されていることから、最終的な報告事項を明らかにしたものとは言えず、そのような案に対する適格な意見を申し述べることはできないが、特殊詐欺対策を行う上では、個々の末端利用者が割当を受けた全ての電話番号の把握をし、それが適時かつ適切に捜査機関に提供される体制を担保することが重要であり、番号指定事業者から末端利用者に至るまで、固定電話を利用した転送電話サービスに係る契約関係の透明性を担保することが必要であるこ

---

<sup>2</sup> 本答申案18ページ

とを付言する。

## 呼掛人・賛同者一覧表

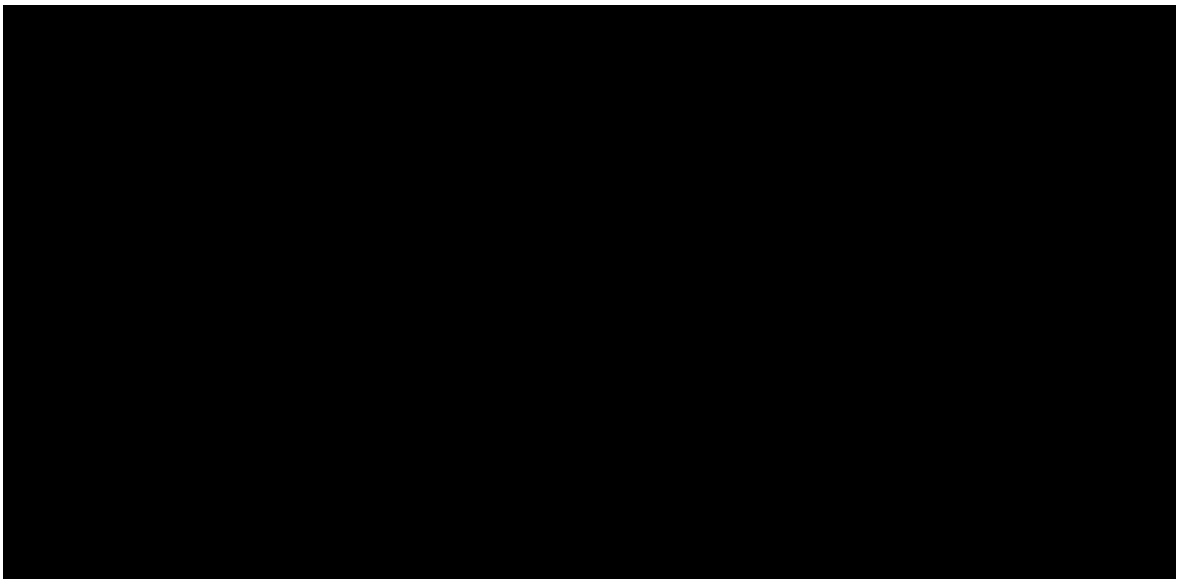
### 呼掛人

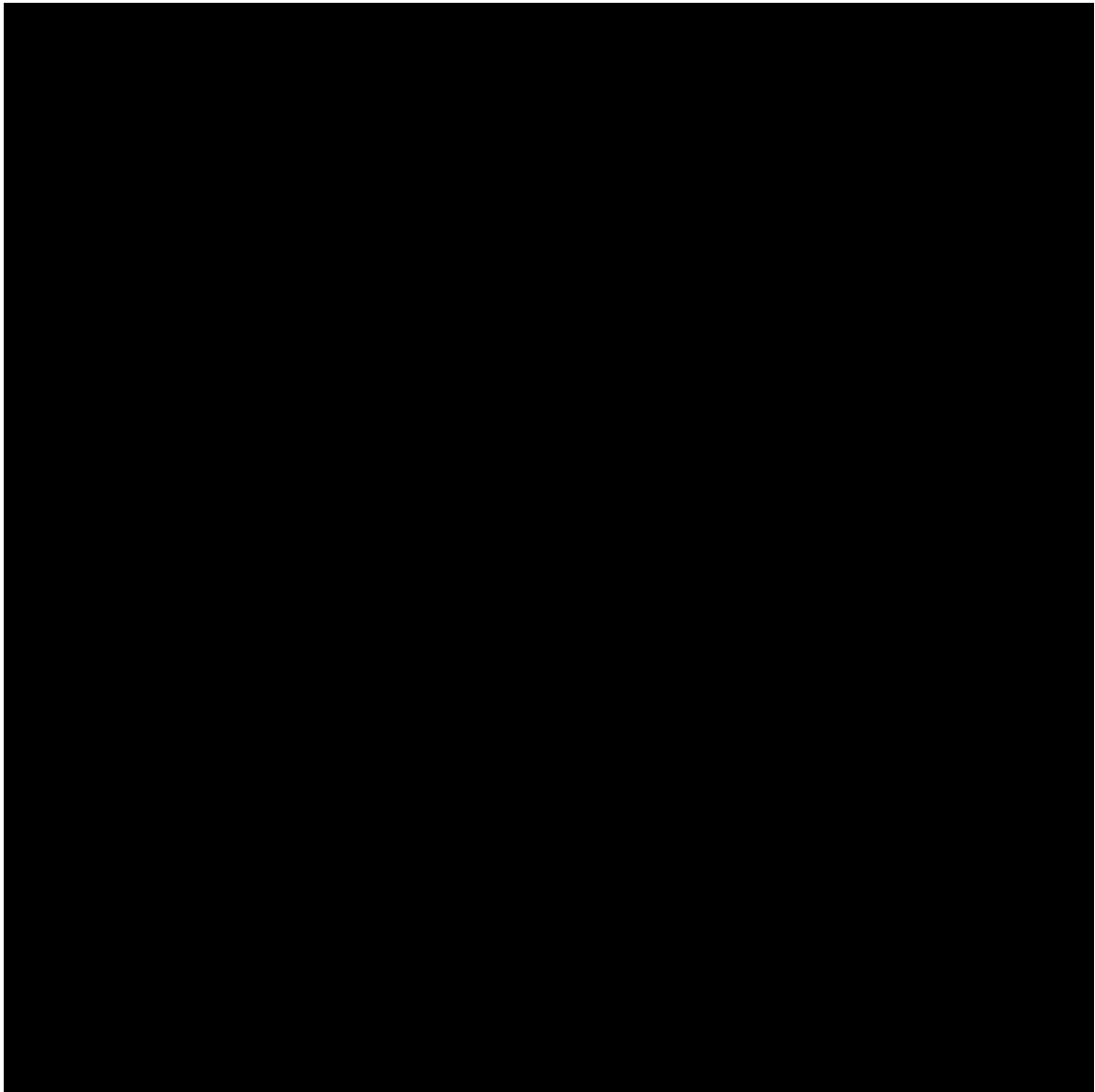
中井克洋（日弁連民暴対策委員会委員長）、上枝 康（日弁連民暴対策委員会副委員長）、尾崎 毅（日弁連民暴対策委員会副委員長）、加島 光（日弁連民暴対策委員会副委員長）、木村和弘（日弁連民暴対策委員会副委員長）、木野村英明（日弁連民暴対策委員会副委員長）、小島浩一（日弁連民暴対策委員会副委員長）、佐々木基彰（日弁連民暴対策委員会副委員長）、島崎友樹（日弁連民暴対策委員会副委員長）、鈴木仁史（日弁連民暴対策委員会副委員長）、竹内 朗（日弁連民暴対策委員会副委員長）、名越陽子（日弁連民暴対策委員会副委員長）、森谷長功（日弁連民暴対策委員会副委員長）、森田高久（日弁連民暴対策委員会副委員長）、山崎和成（日弁連民暴対策委員会副委員長）。

木村圭二郎（前日弁連民暴対策委員会委員長）、成川 毅（元日弁連民暴対策委員会委員長）、疋田 淳（元日弁連民暴対策委員会委員長）、三井義広（元日弁連民暴対策委員会委員長）、金子正志（元日弁連民暴対策委員会委員長）、北川恒久（元日弁連民暴対策委員会委員長）、矢島正孝（元日弁連民暴対策委員会委員長）、深澤直之（元日弁連民暴対策委員会委員長）、田中清隆（元日弁連民暴対策委員会委員長）、村橋泰志（元日弁連民暴対策委員会委員長）、西村幸三（民暴対策京都大会実行委員長）。

以上 26 名

### 賛同者（カッコ内はいずれも所属弁護士会名）





以上147名

## 意見書

平成30年8月20日

総務省総合通信基盤局番号企画室 へ new-number@soumu.go.jp

〒

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)

電話番号

電子メールアドレス

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 1. はじめに

小職は、有志代表中井克洋弁護士が別に提出された意見書に呼び掛け人として参加している。以下は、それと別に、小職個人の意見として述べるものである。

## 2. 意見の趣旨(答申案3.3関係)

答申案中3.3は、「番号区画内に拠点と固定回線等が存在する法人の職員が営業・出張・テレワーク等の場合に当該法人の固定電話番号で発着信を行う一定のニーズは存在するが、番号区画内に転送契約者の拠点や固定回線等がない状況で固定電話番号を使用する転送電話サービスについては、一般利用者(消費者)の視点から見ると信頼性や法人拠点があるように装うことは許容されないから、番号区画内に利用者の拠点(住所)が存在し、これを確実に担保するための実在確認及び本人確認を徹底すること」とする。

答申案のこの箇所の施策については、賛成するが、「確実に担保するための実在確認及び本人確認の徹底」の実現には、転送電話業者に対する実在確認及び本人確認対策及びバーチャルオフィス・私設私書箱対策(郵便物等受取サービス。以下単に私設私書箱という)がなされなければ施策の実効性が確保できないと思われるので、以下のとおりの転送電話業者に対する実在確認及び本人確認対策及びバーチャルオフィス・私設私書箱対策を合わせて進めることが必須であることを、意見として述べる。

(1) 転送電話業者についても、電気通信事業法に基づく届出において、私設私書箱であ

る場合にはその旨住所表記をし、現実に事業の拠点としている住所を併記しなければ虚偽の届出として刑事処罰の対象とすること

(2) 転送電話業者について、代表者等の所在を示す身分証明書の原本や営業拠点の賃貸借契約書等を届出官庁が確認し、さらに定期的に実際に拠点や住所と称する場所への転送禁止の本人受取限定郵便を送付するといった措置をとること

(3) 私設私書箱対策として、米国郵便規則のように、郵便の宛名に私設私書箱である旨の表記をしない郵便物を私設私書箱に配達しないこととし、私設私書箱利用契約における対面契約を原則として義務付け、私設私書箱利用契約者者の身分証明書コピーを郵便局郵便局に提出しなければならないこととすること

### 3. 理由

転送電話（電話受付代行の場合もある）と私設私書箱を組み合わせたバーチャルオフィス業者が、住所貸しと称して、私設私書箱の住所で法人を設立させることを許容し、インターネットでもしきりに広告宣伝している現象は公知の事実である。

特殊詐欺や利殖勧誘詐欺等をおこなう者が、ペーパーカンパニーを設立してその法人名でバーチャルオフィスと転送電話利用契約をすれば（または個人事業者として屋号を冠して私設私書箱の利用契約をする場合もありうる）、確認のための郵便物すら届いてしまうため、上記答申案の実在確認及び本人確認の潜脱は容易である。

さらに言えば、転送電話利用契約者以前に、転送電話業者（特に、電気通信設備も有しないような、電話回線の卸関係でいえば二次卸以下の転送電話業者。法人・個人を問わない）が、無届・届出を問わず、営業実態のないバーチャルオフィス・私設私書箱を拠点住所として表示して用いている場合があるとも聞く。

転送電話業者がバーチャルオフィス・私設私書箱で事業の拠点すら有していないような場合、そのような転送電話業者が転送電話利用契約者の実在確認及び本人確認を確保するなどというようなことは到底期待しえないことである。

本施策にあたっては、まず、転送電話業者の実在確認及び本人確認を徹底することが大前提となる。

例えば、転送電話業者については、電気通信事業法に基づく届出において、私設私書箱である場合にはその旨住所表記をし、現実に事業の拠点としている住所を併記しなければ虚偽の届出として刑事処罰の対象とすることが必要である。

転送電話業者については、代表者等の所在を示す身分証明書の原本や営業拠点の賃貸借契約書等を届出官庁が確認し、さらに定期的に実際に拠点や住所と称する場所への転送禁止の本人受取限定郵便を送付するといった措置をとらない限りは、届出転送電話業者の実在確認は、これまでも現実には無理だったはずであり、届出官庁がそれを実施していなかったのであれば、転送電話利用契約者以前に、転送電話業者ですら、ペーパーカンパニーによるなりすましがこれまで極めて容易であったことになる。



ここからさらに、転送電話利用契約者への実在確認及び本人確認の徹底をおこなうならば、まず、届出官庁において上記の方法などにより転送電話業者への実在確認及び本人確認の徹底をおこなうべきである。

また、転送電話業者であっても、転送電話利用契約者であっても、私設私書箱対策を欠いた状態でその届け出た住所にハガキを送ったくらいでは、およそ実在確認及び本人確認にならないことを、認識すべきである。

転送電話利用契約者に対しては、現在でも、転送電話業者においては犯罪収益移転防止法に基づく本人確認が実施されているはずであるが、にもかかわらず、実在確認及び本人確認の徹底にほど遠く、特殊詐欺への悪用は絶えない。これは、多くの転送電話業者（特に二次以下の転送電話業者と考えられる）において偽造免許証等による不正契約を排除する体制が整っておらず、さらにはおそらくその遵法意識が著しく低いからである。そのような転送電話業者に対し、自律的に転送電話利用契約者の実在確認及び本人確認を徹底させることが果たして現実的に可能かが問われることになる。むしろ転送電話業者の自律的な実在確認及び本人確認だけに委ねない、他律的な実在確認及び本人確認の徹底の体制作りを行わなければならない。

そして、私設私書箱対策としては、米国の例が参考になる。米国では、1999年の郵便規則の改正により私設私書箱に対する法規制がなされ、郵便の宛名に私設私書箱である旨の“PMB+番号”といった表記をしない郵便物を私設私書箱に配達しないこととしている。また、私設私書箱業者は、利用者と対面または公証の上でしか利用契約ができず、利用者の身分証明書コピーを郵便局に提出しなければならない。これによって、消費者が私設私書箱であることを知らずに郵便を送り騙される被害は防止され、ペーパーカンパニーを作ろうにも宛先表示で偽れなくなっており、仮に行政庁などへの種々の届出において宛先表示を偽っても郵便が届かないのですぐ露見してしまう。

また、利用者が、転送電話の利用契約における届出住所として私設私書箱の住所である場合その旨を住所表示に明記し、事業の実際の拠点の住所を合わせて記載せずに転送電話利用契約を申し込むことを違法として処罰することが必要である。そうしなければ、実在確認の実効性はおよそ確保できない。

転送契約者の実在確認を徹底して行うというのであれば、転送電話・私設私書箱（合わせてバーチャルオフィス）が、ペーパーカンパニーや詐欺に甚だ悪用されていることを直視すべきであり、悪用を排除するため、バーチャルオフィス対策として、私設私書箱に対する規制も合わせて米国のように導入すべきことが必要であろう。この点、米国の例などを取り上げて私設私書箱対策のあり方について論じた拙著論文「私設私書箱の詐欺への悪用と規制のあり方」（国民生活研究第58巻第1号（2018年7月））を添付する。

以上

意見書

平成 30年 8月 21日

総務省総合通信基盤局  
番号企画室 殿

郵便番号 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 とうほく 東北 かぶしきがいしゃ インテリジェント通信株式会社  
代表取締役社長 みうら なおと 三浦 直人

連絡担当者  
氏名 [REDACTED]  
電話 [REDACTED]  
メール [REDACTED]

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

**【意見対象箇所】**

10頁

**3.3 方向性（考え方）**

固定電話は、地域の住宅や事業所・公共機関といった拠点との基本的な通信手段として、IP網への移行後も引き続き、国民生活や社会経済活動における重要な役割を担うことが期待されている。

（中略）

このため、「発信転送」においては、転送契約者（法人）の職員が営業・出張・テレワークにおいて電話をかける場合など、・・・（略）・・・当該拠点に係る番号区画の固定電話番号を発信者番号として通知してもよいこととすることが適当である。

**【意見内容】**

賛同いたします。

「発信転送」サービスは記載されているとおり、営業・出張・テレワーク等の場合に法人のもつ固定電話番号で発着信を行うことが可能となり、利用者利便に資するものと考えます。

一方、番号区画内に法人拠点があるように装うことも可能となることから、番号区画内に契約者拠点や固定回線等がある場合に限り、固定電話番号を通知可とすることで、固定電話番号のもつ地理的識別性及び社会的信頼性が確保されていくものと考えます。

【意見対象箇所】

13頁

4.3 方向性（考え方）

固定電話サービスの通話品質基準については現行の水準を維持する必要があり、固定電話番号を使用する転送の際にも一定水準の通話品質を確保する必要があるところ、当該転送の際に通話品質がインターネットの水準まで低下する場合は、その旨を一般利用者（消費者）が識別することを可能とする対応が必要である。

このため、固定電話番号を使用して転送電話サービスを提供する事業者（番号指定事業者及び番号非指定事業者）については、以下の点を固定電話番号の使用条件として定めることにより、通話品質の識別性を確保することが必要である。

- ・固定電話網以外の転送区間においては、現行の固定電話、携帯電話又は050IP電話と同等水準の品質を確保することにより、一定の通話品質を確保すること

- ・これを満たせない場合（転送区間がインターネットとなる場合）は、その旨を通話相手となる一般利用者（消費者）が認識できようにするための措置（音声ガイダンス又は画面表示による通知（「着信転送」においては音声ガイダンスによる通知）等）を講じることとし、「発信転送」において当該措置を講じることが困難な場合は、発信者番号を非通知にすること

【意見内容】

《意見1》

現在のTTC標準では、転送元となる事業者では転送先が他事業者となる場合、転送区間がインターネットとなり品質基準を満たさない場合の識別が困難と考えられ、識別を可能とするためには、TTC標準の策定及びそれに対応したシステム開発等が必要となり、利用者料金の上昇や転送電話サービスの取り止め等、却って利用者不利益となる虞がある。

従って、通話品質の識別性確保の措置は、固定電話、携帯電話又は050IP電話と同等水準の品質を満たせない事業者が講じるべき。

なお、この場合、転送であるか否かによらずインターネット区間を経由する電話かどうかを識別することも可能となり、通話品質の識別性を求める利用者ニーズにより資すると考えます。

《意見2》

音声ガイダンスによる識別措置については、そのことを認知していない利用者にとっては意図しないガイダンスとなり、誤認（電話の掛け間違い）による切断等を招く可能性やガイダンスが流れている時間、短時間とはいえ通話開始までの時間が長くなってしまふことにより、利用者にとって不利益、非効率が生じる虞がある。

従って、総務省の制度整備にあたっては、音声ガイダンス以外の識別措置についても検討いただくことを希望します。

意見書

平成30年8月22日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部番号企画室殿

[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

かぶしかいしゃ さんつう  
株式会社 三通

代表取締役 邱 利励

[Redacted]

担当者

[Redacted]

[Redacted]

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>3.3 方向性(考え方)</p> <p>固定電話番号を使用して転送電話サービスを提供する事業者(番号指定事業者及び番号非指定事業者)について、以下の点を固定電話番号の使用条件として定めることにより、地理的識別性及び社会的信頼性を確保することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号区画内に転送契約者(転送電話サービスの契約を行って実際に着信転送又は発信転送を行う利用者)の拠点(住所)が存在し、これを確実に担保するための実在確認及び本人確認を徹底すること</li> <li>・ 転送契約者の拠点に、固定端末設備及び固定端末系伝送路設備(固定電話サービスに関する物理回線)が設置されていて、当該固定端末系伝送路設備を利用して、固定電話番号の指定要件を満たした音声通信サービスの発着信が可能であること</li> </ul>	<p>総務省殿の資料によると、日本では NTT 東西殿の転送サービス(ボイスワープ)だけでも約97万回線*の加入者が存在していることから、転送サービスは日本においても大きなニーズに支えられ、転送サービスとして普及・認知されているものと考えられます。固定電話番号の特殊性や優位線を踏まえ、且つ、これらの転送電話の信頼性におけるニーズに応えるためにも、事業者として転送電話サービス契約者の拠点確認や本人性確認を実施していくことは妥当であり答申案に賛同いたします。</p> <p>一方、昨今のネットワーク品質向上やクラウドコンピューティング技術の進展により、世界では顧客のオフィスに PBX(自営交換機)を設置せず、顧客のデータセンターや通信事業者のネットワーク拠点等に設置することで、電話の高度化・高品質化・耐災害性を図るクラウド PBX サービス(預かり型 PBX)が急速に普及しており、現在も世界各国の企業が熾烈な開発競争を行っています。</p> <p>これらのサービスでは交換機とそれに接続される固定端末系伝送路が顧客のオフィス以外に設置されるケースも存在し、国内の一部サービスにおいても固定端末系伝送以外の方法を用いたクラウド PBX(預かり型 PBX)や固定電話サービスの提供形態が見受けられることから、今後の技術発展や国際競争下において、競争力に抑制がかかる省令にならぬよう考慮が必要だと思われる。</p> <p>具体的には、2項目の「転送契約者の拠点に、固定端末設備及び固定端末系伝送路設備が設置されていて、当該固定端末系伝送路設備を利用して、固定電話番号の指定要件を満たした音声通信サービスの発着信が可能であること」に</p>

については1項の実現のための一手段として位置づけていただくとともに、転送電話サービスにおける契約者の実在確認、拠点確認を条件に、クラウドPBX(預かり型PBX)等、顧客の設備や通信設備設置場所なども拠点とみなすなど、その考え方や基準については世界の動向等に即する形で基準化し、公開していただくようお願いいたします。

\* [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000413388.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000413388.pdf)

#### 4. 3 方向性(考え方)

固定電話サービスの通話品質基準については現行の水準を維持する必要があり、固定電話番号を使用する転送の際にも一定水準の通話品質を確保する必要があるところ、当該転送の際に通話品質がインターネットの水準まで低下する場合は、その旨を一般利用者(消費者)が識別することを可能とする対応が必要である。

このため、固定電話番号を使用して転送電話サービスを提供する事業者(番号指定事業者及び番号非指定事業者)については、以下の点を固定電話番号の使用条件として定めることにより、通話品質の識別性を確保することが必要である。

- ・ 固定電話網以外の転送区間においては、現行の固定電話、携帯電話又は050IP 電話と同等水準の品質を確保することにより、一定の通話品質を確保すること
- ・ これを満たせない場合(転送区間がインターネットとなる場合)は、その旨を通話相手となる一般利用者(消費者)が認識できるようにするための措置(音声ガイダンス又は画面表示による通知(「着信転送」においては音声ガイダンスによる通知)等)を講じることとし、「発信転送」において当該措置を講じることが困難な場合は、発信者番号を非通知にすること

現在、電話利用者の建物構内のネットワークは法令上端末・自営設備として整理されており、利用者の多くは無線技術等を用いるコードレス電話や社内の電話網(自営電気通信設備)等を自ら構築し、電話の品質や電話事業者に縛られずに自由にネットワークを構築・構成していることから、電話事業者は端末・自営区間の設備の構成などを管理・監督することは困難です。同様に、インターネット区間も端末・自営区間となるケースが多く、呼の転送はユーザの判断(外出時に転送するなど)によって自由に決定されることから、固定電話事業者が、転送先がインターネット区間を含むかどうかを識別することが技術的に困難です。

また、音声ガイダンスや識別音については、一般利用者が発信先で流れるガイダンスに対して疑念や不審感をもち、電話を切ってしまうなどの事象と共に苦情が発生します。

その他、外国人等にガイダンスの識別性がないことなど、契約者のみならず電話をかける一般市民にも混乱が発生することや、テレワークの在宅勤務環境をオフィス勤務の場合と同等とすることができないため萎縮効果が働くなど、導入については技術的困難性や契約者や一般市民へのデメリットが大きいため、十二分な検討が必要であると考えます。

以上



RingCentral, Inc. は総務省の草案に関する当社の意見を述べさせて頂くこの機会を嬉しく感じております。世界中の企業に対応するクラウドベースの通信プロバイダーである RingCentral は、世界の統合通信事業において収益と加入者数の双方でナンバーワンの地位を占めております。表彰を受けた RingCentral のサービスは、拡張性に優れ、安全で、複数機能（音声、FAX、テキスト、ビデオ電話、ソフトウェア アプリケーション）をシームレスに統合するとともに、従来の音声サービス以上の電話品質を提供しております。

2017 年 5 月、RingCentral は世界的拠点を拡大し、RingCentral グローバル オフィスを支援する日本に新しいデータ センターを開設しました。国際舞台における日本の情報通信技術の先導性から鑑みて、古い規制は回避する必要があります。RingCentral は未来志向の番号付け政策が情報通信技術開発の最前線にある日本に不可欠と考えております。

RingCentral は総務省に、“自動転送サービス”を制限する規定に対する代替策をご検討頂くとともに、競争と消費者選択の促進を通して IP 通信を振興する枠組みを適用されることをお勧めします。

現地電話番号の使用を望む顧客に固定電話回線を求めるという規定は、新規の市場参入者、特にクラウドベースのプロバイダーによる現地電話番号の取得を妨げ、既存業者に対するその競争力を制限することになります。

また、現地電話番号の使用における制限によって、消費者の選択も不必要に制限されます。VoIP サービスの莫大な利用者数は、顧客の金銭を節約し、柔軟性と機能性を改善するという、VoIP がもたらす多くの消費者利益が起因しています。

RingCentral は、消費者が VoIP サービスを必要とすることを述べた通知を求める、という提案規定にも懸念を感じております。これは消費者に必ずしも利益をもたらすとは限らない不必要な負担を生み出します。より効果的な代替策とは、最低限必要となるサービス品質レベルの設定により、あらゆる音声サービスが消費者の期待に沿うように確保されることかもしれません。

意見書

平成30年8月22日

総務省総合通信基盤局  
番号企画室 御中

郵便番号 [REDACTED]  
住 所 [REDACTED]  
氏 名 かぶしきがいしゃえすていねっと  
株式会社STNet  
取締役社長 みぞぶち としひろ  
溝渕 俊寛  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

(担当: [REDACTED] [REDACTED])

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>【P. 13～14】</p> <p>4. 固定電話番号に係る通話品質の識別性の確保の在り方</p> <p>4. 3 方向性（考え方）</p> <p>固定電話サービスの通話品質基準については現行の水準を維持する必要があり、固定電話番号を使用する転送の際にも一定水準の通話品質を確保する必要があるところ、当該転送の際に通話品質がインターネットの水準まで低下する場合は、その旨を一般利用者（消費者）が識別することを可能とする対応が必要である。</p> <p>このため、固定電話番号を使用して転送電話サービスを提供する事業者（番号指定事業者及び番号非指定事業者）については、以下の点を固定電話番号の使用条件として定めることにより、通話品質の識別性を確保することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定電話網以外の転送区間においては、現行の固定電話、携帯電話又は 050IP 電話と同等水準の品質を確保することにより、一定の通話品質を確保すること</li> <li>これを満たせない場合（転送区間がインターネットとなる場合）は、その旨を通話相手となる一般利用者（消費者）が認識できるようにするための措置（音声ガイダンス又は画面表示による通知（「着信転送」においては音声ガイダンスによる通知）等を講じることとし、「発信転送」において当該措置を講じることが困難な場合は、発信者番号を非通知にすること</li> </ul>	<p>着信転送についての意見を述べさせていただきます。</p> <p>【転送区間の定義について】</p> <p>着信転送における転送先は、携帯電話への転送のように「1回の転送」で通話が成立するものと、クラウド PBX を利用した転送サービスや 050 アプリ電話のようにインターネット電話（ソフトフォン）への転送を含んだサービスなど「2回の転送」により通話が成立するものがあります。</p> <p>後者の場合、転送元になる事業者は自身が転送する1回目の転送先については転送先の電話番号から通話品質を把握することができますが、2回目の転送については転送を含んだサービスを提供する事業者が独自に行うため、2回目の転送以降の通話品質を把握することはできません。</p> <p>また、転送を含んだサービスを提供する事業者は、自身が通話を転送する先の網の通話品質についてはサービスの仕様として把握しているものと考えられます。</p> <p>以上の状況から、弊社はそれぞれの事業者が確実に通話品質を判断できる転送区間の定義について「自身が転送する1回目の網」になると理解しております。</p> <p>現在の答申（案）には転送区間の構成について詳細に定義されておりませんので、前述のとおり、「通話品質確認の対象となる転送区間は自身が転送する1回目の網」である旨を本文もしくは脚注に明記していただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

意見書

平成 30 年 8 月 22 日

総務省総合通信基盤局  
番号企画室 御中

郵便番号

住所

氏名 ZIP Telecom 株式会社

代表取締役 川合 健司

電話番号

意見書問い合わせ先

電話番号

電子メールアドレス

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

	意見
3.固定電話番号に係る地理的識別性及び社会的信頼性の確保の在り方	
<p>3.3 方向性（考え方）</p> <p>こうした点を踏まえ、固定電話番号を使用して転送電話サービスを提供する事業者(番号指定事業者及び番号非指定事業者)について、以下の点を固定電話番号の使用条件として定めることにより、地理的識別性及び社会的信頼性を確保することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号区画内に転送契約者（転送電話サービスの契約を行って実際に着信転送又は発信転送を行う利用者）の拠点(住所)が存在し、これを確実に担保するための実在確認及び本人確認を徹底すること</li> <li>転送契約者の拠点に、固定電話番号の指定要件を満たした音声通信サービスを利用するための固定端末設備及び固定端末系伝送路設備(固定電話サービスに関する物理回線)が設置されていること</li> <li>これらを満たせない場合は、転送電話サービスにおいて発信者番号を非通知にする、又は固定電話番号以外の番号(050 番号等)を使用すること</li> </ul>	<p>固定電話番号を用いた詐欺行為等、悪意を持った利用抑止のため、転送電話サービスの提供にあたり、一定の確認を行うべきであるという答申案に賛同致します。</p> <p>固定電話における「社会的信頼性」「地理的識別性」は、長い固定電話の運用実績（歴史）において、利用者に広く浸透し、根付いてきました。</p> <p>現状、ルールが十分に整理されていない固定電話番号を用いた転送電話サービスにおいても、固定電話の特性である「社会的信頼性」と「地理的識別性」は遵守されるものと考えます。</p> <p>但し、今後の各キャリアのサービス提供において、技術的発展の障害にならないための考慮は必要だと考えます。</p> <p>例えば、2015年にNTT 殿が発表された「固定電話の今後について（P2）」の中で、無線技術の採用の可能性について触れられております。</p> <p>具体的には、無電柱化の際「メタル回線の再敷設ではなく光や無線を用いた提供方法を検討」と記載されており、物理的な回線ではなく「無線技術」を用いた方法をご検討されているようにお見受けします。</p> <p>また、既に携帯電話網の無線技術等を用いた固定電話サービスを展開されている事業者様もあり、2 頁目の「契約者の拠点に固定端末設備及び固定端末系伝送路設備の設置を使用条件に定める事」を含む事でサービス提供に影響が出ることも想像されま</p>

	<p>す。</p> <p>地理的識別性及び社会的信頼性を確保するという観点では、1 ポチ目の「当該固定電話番号の契約者情報と拠点、実在確認を明確に担保すること」で、その目的は果たせるものと思われま</p>
<p>4.固定電話番号に係る通話品質の識別性の確保の在り方</p>	
<p>4.3 方向性 (考え方)</p> <p>固定電話サービスの通話品質基準については現行の水準を維持する必要がある、固定電話番号を使用する転送の際にも一定水準の通話品質を確保する必要があるところ、当該転送の際に通話品質がインターネットの水準まで低下する場合は、その旨を一般利用者(消費者)が識別することを可能とする対応が必要である。</p> <p>このため、固定電話番号を使用して転送電話サービスを提供する事業者(番号指定事業者及び番号非指定事業者)については、以下の点を固定電話番号の使用条件として定めることにより、通話品質の識別性を確保することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定電話網以外の転送区間においては、現行の固定電話、携帯電話又は050IP電話と同等水準の品質を確保することにより、一定の通話品質を確保すること</li> <li>・ これを満たせない場合(転送区間がインターネットとなる場合)は、その旨を通話相手となる一般利用者(消費者)が認識できるようにするための措置(音声ガイダンス又は画面表示等)を講じることとし、当該措置を講じることが困難な場合は、転送電話サービスにおいて発信者番号を非通知にすること</li> </ul>	<p>着信転送における利便性の一つに「応答率を上げる」という目的があり「話したいときに話しができる」という点において、着信転送は発着双方の利用者に利便性があると思われま</p> <p>転送区間にインターネットを経由する場合、音声品質が低下する可能性は否めませんが、例えばインターネットを経由する着信転送において音声品質に問題がある場合、転送先である着信側が固定電話や携帯電話等を用いて折り返しを行うことで、音声品質の課題を回避でき「話したい時に話しができる」という、本来の目的は達成できるものと思われま</p> <p>「ガイダンス通知」は、利用者にその存在が浸透するまでに時間がかかることが想定され、聞きなれないガイダンスが原因で、電話を切ってしまう(特に高齢者や子供)等の事象が予見され、結果的に利用者利便を損なう可能性があるように思われま</p> <p>また、着信転送における転送先電話番号(キャリア)の選定・設定は着信側の利用者に委ねられていることが一般的であり、転送先のキャリアネットワークがインターネットを経由する網構成か否かについては、着信転送サービスを提供するキャリアには分かりかねる内容かと思われま</p>

意見書

平成30年8月22日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部 電気通信技術システム課  
番号企画室 御中

郵便番号 [REDACTED]  
(ふりがな) [REDACTED]  
住 所 [REDACTED]  
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ  
氏 名 東日本電信電話株式会社  
いのうえ ふくぞう  
代表取締役社長 井上 福造

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本意見に関する連絡先】

[REDACTED]  
[REDACTED]

該当箇所	当社意見
<p>3. 固定電話番号に係る地理的識別性及び社会的信頼性の確保の在り方</p> <p>3. 3 方向性（考え方）</p> <p>～（中略）～</p> <p>固定電話番号を使用して転送電話サービスを提供する事業者（番号指定事業者及び番号非指定事業者）について、以下の点を固定電話番号の使用条件として定めることにより、地理的識別性及び社会的信頼性を確保することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号区画内に転送契約者（転送電話サービスの契約を行って実際に着信転送又は発信転送を行う利用者）の拠点（住所）が存在し、これを確実に担保するための実在確認及び本人確認を徹底すること</li> <li>・ 転送契約者の拠点に、固定端末設備及び固定端末系伝送路設備（固定電話サービスに関する物理回線）が設置されていて、当該固定端末系伝送路設備を利用して、固定電話番号の指定要件を満たした音声通信サービスの発着信が可能であること</li> <li>・ これらを満たせない場合は、「発信転送」においては発信者番号を非通知にする又は固定電話番号以外の番号（050 番号等）を使用することとし、「着信転送」においては固定電話番号以外の番号（050 番号等）を使用すること</li> </ul> <p>～（中略）～</p> <p>「発信転送」においては、転送契約者（法人）の職員が営業・出張・テレワークにおいて電話をかける場合など、転送契約者が（個人ではなく）法人であって、実際に発信を行う者が当該拠点での活動実態（実際の勤務・居住等）があり、発信者番号への電話の折り返しが可能である場合に限り、当該拠点に係る番号区画の固定電話番号を発信者番号として通知してもよいこととすることが適当である。</p>	<p>当社は、番号識別の地理的識別のルールに則って電気通信番号を付与した上で、当該番号を使用する固定端末系伝送路設備をお客様からお申込みされた設置拠点（住所）に設置していることから、現状においても番号区画内の回線の実在確認、すなわち地理的識別性の確保が十分に実現できていると考えます。</p> <p>加えて、回線の申し込み時及び契約内容の変更時において、当社は運転免許証や登記簿等の公的証明書によって契約者の本人性確認を厳格に実施しており、社会的信頼性の確保が実現できていると考えます。</p>



該当箇所	当社意見
<p>6. 番号非指定事業者（番号指定事業者からの番号の卸提供）による転送電話サービスの提供の在り方</p> <p>6. 3 方向性（考え方）</p> <p>～（中略）～</p> <p>事業者が作成する「電気通信番号使用計画」及び番号の使用状況等に関する定期報告等により、総務省において以下の点を確認する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号指定事業者による番号の卸提供の状況（卸番号数、卸先事業者名、卸先事業者による転送電話サービスの提供状況等）</li> <li>・ 番号非指定事業者（卸先事業者）による卸提供を受けた番号の使用状況（使用番号数、卸元事業者名、転送電話サービスの提供状況）、及び当該番号非指定事業者が他の事業者による番号の再卸提供を行っている場合は当該番号非指定事業者による番号の再卸提供の状況（再卸番号数、再卸先事業者名、再卸先事業者による転送サービスの提供状況等）</li> </ul>	<p>現状、電気通信事業者への固定電話サービスの卸提供としては、①光コラボレーションモデルによるひかり電話の卸提供（ひかり電話ボイスワープの卸提供含む）と②加入電話等やひかり電話のユーザ約款再販（ボイスワープのユーザ約款再販提供含む）があります。番号の卸提供先の把握については、①においては光コラボレーションモデルの契約として把握しておりますが、②においては自家利用なのか卸提供なのか判別することができないため、卸提供の実態を把握することは困難です。</p> <p>また、①においても、当社は卸先事業者と個別に卸契約を締結しているため、ひかり電話ボイスワープの卸提供状況は把握できるものの、卸先事業者において、ひかり電話ボイスワープ以外の事業者独自の転送電話サービス（卸先事業者提供のクラウドを用いたPBXサービス等）が提供されていた場合は、当社のシステム等にて管理を実施していないことから、当社で把握することは困難です。</p> <p>そういった状況を踏まえた上で、番号使用状況等の把握については卸先事業者を含むすべての電気通信事業者が、効率的な報告となるよう総務省にて配慮いただきたいと考えます。</p>

## 意見書

平成 30 年 8 月 22 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部 電気通信技術システム課  
番号企画室 御中

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

かぶしがいしゃ

代表取締役社長 庄司 哲也

電話番号

電子メールアドレス

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 検討に当たっての基本的考え方	本答申案により、固定電話番号を利用する転送電話サービスの提供条件が示されたことで、固定電話番号の持つ社会的信頼性の維持や利便性の向上が図られると考えます。
6. 番号非指定事業者(番号指定事業者からの番号の卸提供)による転送電話サービスの提供の在り方	<p>番号非指定事業者は、「番号指定事業者が提供する固定電話サービス」を自社利用するだけでなく、第三者への再卸や、第三者向けの転送電話サービスに利用など、番号非指定事業者の営業判断で実施することが可能であると考えます。このように番号非指定事業者にとって、その利用方法は営業機密事項にあたる可能性があると考えます。</p> <p>そのため、番号指定事業者が卸提供の状況を卸先事業者から報告を受け、それを御省に報告することは、卸先事業者の営業活動に過度な干渉となる懸念があるため賛同いたしかねます。(卸先事業者によっては、「卸電気通信役務の提供についての不当な運営(電気通信事業法第29条第1項第10号)」と捉えられる可能性があると考えております)</p> <p>一方、番号非指定事業者は再卸を実施したり、第三者向けの転送電話サービスを提供する場合には、電気通信事業者となるため、御省は必要に応じて直接非番号指定事業者に報告を求めることで十分な情報収集が可能であり、上記の懸念もなくなると考えます。</p>

意見書

平成30年8月22日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部 電気通信技術システム課  
番号企画室 御中

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

氏 名 西日本電信電話株式会社

こばやし みつよし

代表取締役社長 小林 充佳

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本意見に関する連絡先】

該当箇所	当社意見
<p>3. 固定電話番号に係る地理的識別性及び社会的信頼性の確保の在り方</p> <p>3. 3 方向性（考え方）</p> <p>～（中略）～</p> <p>固定電話番号を使用して転送電話サービスを提供する事業者（番号指定事業者及び番号非指定事業者）について、以下の点を固定電話番号の使用条件として定めることにより、地理的識別性及び社会的信頼性を確保することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号区画内に転送契約者（転送電話サービスの契約を行って実際に着信転送又は発信転送を行う利用者）の拠点（住所）が存在し、これを確実に担保するための実在確認及び本人確認を徹底すること</li> <li>・ 転送契約者の拠点に、固定端末設備及び固定端末系伝送路設備（固定電話サービスに関する物理回線）が設置されていて、当該固定端末系伝送路設備を利用して、固定電話番号の指定要件を満たした音声通信サービスの発着信が可能であること</li> <li>・ これらを満たせない場合は、「発信転送」においては発信者番号を非通知にする又は固定電話番号以外の番号（050 番号等）を使用することとし、「着信転送」においては固定電話番号以外の番号（050 番号等）を使用すること</li> </ul> <p>～（中略）～</p> <p>「発信転送」においては、転送契約者（法人）の職員が営業・出張・テレワークにおいて電話をかける場合など、転送契約者が（個人ではなく）法人であって、実際に発信を行う者が当該拠点での活動実態（実際の勤務・居住等）があり、発信者番号への電話の折り返しが可能である場合に限り、当該拠点に係る番号区画の固定電話番号を発信者番号として通知してもよいこととすることが適当である。</p>	<p>当社は、番号識別の地理的識別のルールに則って電気通信番号を付与した上で、当該番号を使用する固定端末系伝送路設備をお客様からお申込みされた設置拠点（住所）に設置していることから、現状においても番号区画内の回線の実在確認、すなわち地理的識別性の確保が十分に実現できていると考えます。</p> <p>加えて、回線の申し込み時及び契約内容の変更時において、当社は運転免許証や登記簿等の公的証明書によって契約者の本人性確認を厳格に実施しており、社会的信頼性の確保が実現できていると考えます。</p>

該当箇所	当社意見
<p>6. 番号非指定事業者（番号指定事業者からの番号の卸提供）による転送電話サービスの提供の在り方</p> <p>6. 3 方向性（考え方）</p> <p>～（中略）～</p> <p>事業者が作成する「電気通信番号使用計画」及び番号の使用状況等に関する定期報告等により、総務省において以下の点を確認する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号指定事業者による番号の卸提供の状況（卸番号数、卸先事業者名、卸先事業者による転送電話サービスの提供状況等）</li> <li>・ 番号非指定事業者（卸先事業者）による卸提供を受けた番号の使用状況（使用番号数、卸元事業者名、転送電話サービスの提供状況）、及び当該番号非指定事業者が他の事業者による番号の再卸提供を行っている場合は当該番号非指定事業者による番号の再卸提供の状況（再卸番号数、再卸先事業者名、再卸先事業者による転送サービスの提供状況等）</li> </ul>	<p>現状、電気通信事業者への固定電話サービスの卸提供としては、①光コラボレーションモデルによるひかり電話の卸提供（ひかり電話ボイスワープの卸提供含む）と②加入電話等やひかり電話のユーザ約款再販（ボイスワープのユーザ約款再販提供含む）があります。番号の卸提供先の把握については、①においては光コラボレーションモデルの契約として把握しておりますが、②においては自家利用なのか卸提供なのか判別することができないため、卸提供の実態を把握することは困難です。</p> <p>また、①においても、当社は卸先事業者と個別に卸契約を締結しているため、ひかり電話ボイスワープの卸提供状況は把握できるものの、卸先事業者において、ひかり電話ボイスワープ以外の事業者独自の転送電話サービス（卸先事業者提供のクラウドを用いたPBXサービス等）が提供されていた場合は、当社のシステム等にて管理を実施していないことから、当社で把握することは困難です。</p> <p>そういった状況を踏まえた上で、番号使用状況等の把握については卸先事業者を含むすべての電気通信事業者が、効率的な報告となるよう総務省にて配慮いただきたいと考えます。</p>

受付番号: 201808220000485381

受信日付: 2018/08/22 09:26:40

案件番号: 145209152

案件名:

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申(案)に対する意見募集

宛先府省名: 総務省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: Colt テクノロジーサービス株式会社

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

1. 「3. 固定電話番号に係る地理的識別性及び社会的信頼性の確保の在り方」の「方向性(考え方)」について

(1) 固定電話番号への社会的信頼に乗じてる行為が生じているところ、一定の規制は必要であると考え、「方向性(考え方)」に賛同する。ただし、規制の不当な潜脱いわゆる抜け穴により新たな不正を生じないように適切な法令適用を希望するものである。

(2) 「発信転送」は、発信者番号の網内での書き換えに他ならず、認めるべきではないと考える。働き方改革等のニーズがあるにせよ、従来から PBX の(すなわち端末の)機能(例えば DISA)として発展してきた経緯があり、ネットワークサービスとしてあえて認めるべき必要性は低い。

また、「発信転送」では携帯端末から電話をかけて固定番号(0ABJ)を相手方に表示させることが可能でこの利用態様に相当程度需要があるものと思われるが、これは携帯番号(090 など)と固定番号(0ABJ)の両方を保有している事業者以外には事実上困難である。したがって、事業者間の競争上も不公正と考える。

2. 「4. 固定電話番号に係る通話品質の識別性の確保の在り方」の「方向性(考え方)」について

「方向性(考え方)」のうち、転送区間がインターネットとなる場合は、その旨を一般利用者が認識できるようにする措置を講じるとの点について反対である。その理由は概ね以下の通りである。

(1) 昨今のインターネットの帯域の巨大化により、音声1ch(64kbps)の占有する帯域は微々たるものとなり、その結果インターネットにおける音声の品質劣化は発生しにくい状況となっている。すなわち、インターネットへの転送を通知して利用者の品質への期待を保護する必要性は現状でも低いし、今後も一層低減するものと考えられる。

(2) この措置は、一般利用者の品質に対する期待を保護しようとするものであるから、一般利用者の

目線で考えると、音声品質の劣化は、端末区間(分界点よりユーザ側の構成)によるものが相当程度ある。例えば、IP-PBX と狭帯域の LAN 回線の組み合わせにより音声の途切れなどが生じる場合などがありうる。これらについては、事業者側では検出できないものだから、上記措置を取っていたとしても、利用者への通知は不可能である。

- (3) かかる措置は、世界的にもほとんど例がないことから技術的に特殊な仕様となり、その結果開発維持が高コストになり、かえって一般消費者に不利益が生ずることが考えられる。

3. 「5. 固定電話番号に係る緊急通報の確保の在り方」の「方向性(考え方)」のうち、「緊急機関に通知される番号と実際の通報者情報に乖離が生じる「発信転送」による緊急通報を可能とせず…」の部分について

賛同する。

一方では、本パブリックコメントと必ずしも一致するトピックではないが、法改正後番号使用計画の遵守等が卸先事業者にも求められることになり、今後卸先事業者における緊急通報取扱いの義務も問題になりえる。

この点については、特に卸先事業者が適切に通報者の位置情報を送信できない場合には、上記の「方向性(考え方)」の趣旨からすれば、緊急通報を可能としない方が妥当と考える。

かかる場合があることも考えると、法改正後の卸先事業者の番号使用計画のうち緊急通報については、一律に必須のものとするのではなく、柔軟な対応を可とするのが妥当と考える。

4. 「6. 番号非指定事業者による転送電話サービスの提供の在り方」の「方向性(考え方)」 「方向性(考え方)」について

概ね賛同する。また、平成 30 年法改正の趣旨に賛同する。



## 【意見者】

株式会社 リンク

代表者：代表取締役 岡田 元治

意見提出者(連絡担当者)： [REDACTED]

連絡先電話番号： [REDACTED] または [REDACTED]

連絡先メールアドレス： [REDACTED]

郵便番号： [REDACTED]

所在地： [REDACTED] [REDACTED]

## 【該当箇所】

別紙 1 の P.10 に記載の以下部分

転送契約者の拠点に、固定端末設備及び固定端末系伝送路設備 16(固定電話サービスに関する物理回線)が設置されていて、当該固定端末系伝送路設備を利用して、固定電話番号の指定要件を満たした音声通信サービスの発着信が可能であること

## 【意見】

音声通信のクラウド利用は企業の健全な業務効率化、働き方改革を誘導するため今後の労働力創出の意味も含めて社会的に必要とされております。

企業に”固定端末系伝送路設備”の接続機器費用・保守費用を負担させるのは、中小企業にとっては極度に負担となり、大企業以外でのクラウド化、それに伴う業務効率化、働き方改革への取り組みが停滞いたします。  
結果として大企業だけがクラウド活用できるという事態になりえます。

本問題の根本的な対策である、本人確認および登記簿謄本による所在地確認、番号区画確認は当然として報告を義務化して、更なる実在確認手段(申請住所への訪問による確認を必須とする等)の導入を希望しております。結果として”固定端末系伝送路設備”については必須としないモデルを希望しております。

また、特殊詐欺の厳罰化による根本的な発生予防対策も要望いたします。

意見書

平成 30 年 8 月 22 日

総務省総合通信基盤局  
番号企画室 御中

郵便番号 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

氏名 かぶしきかいしゃ  
株式会社 QTnet

代表取締役社長 いわさき かずと  
岩崎 和人

電話番号 [REDACTED]

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

連絡者: [REDACTED]

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

該当箇所	意見
<p>3. 固定電話番号に係る地理的識別性及び社会的信頼性の確保の在り方</p> <p>3. 3 方向性 (考え方)</p> <p>こうした点を踏まえ、固定電話番号を使用して転送電話サービスを提供する事業者(番号指定事業者及び番号非指定事業者)について、以下の点を固定電話番号の使用条件として定めることにより、地理的識別性及び社会的信頼性を確保することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号区画内に転送契約者(転送電話サービスの契約を行って実際に着信転送又は発信転送を行う利用者)の拠点(住所)が存在し、これを確実に担保するための実在確認及び本人確認を徹底すること</li> <li>・ 転送契約者の拠点に、固定端末設備及び固定端末系伝送路設備<sup>16</sup>(固定電話サービスに関する物理回線)が設置されていて、当該固定端末系伝送路設備を利用して、固定電話番号の指定要件を満たした音声通信サービスの発着信が可能であること</li> </ul> <p>(中略)</p> <p>このため、「発信転送」においては、転送契約者(法人)の職員が営業・出張・テレワークにおいて電話をかける場合など、転送契約者が(個人ではなく)法人であって、実際に発信を行う者が当該拠点での活動実態(実際の勤務・居住等)があり、発信者番号への電話の折り返しが可能である場合に限り、当該拠点に係る番号区画の固定電話番号を発信者番号として通知してもよいこととすることが適当である。</p>	<p>地理的識別性及び社会的信頼性の確保に向けた方向性について賛同いたします。</p>

該当箇所	意見
<p>4. 固定電話番号に係る通話品質の識別性の確保の在り方</p> <p>4. 3 方向性（考え方）</p> <p>固定電話サービスの通話品質基準については現行の水準を維持する必要がある、固定電話番号を使用する転送の際にも一定水準の通話品質を確保する必要があるところ、当該転送の際に通話品質がインターネットの水準まで低下する場合は、その旨を一般利用者（消費者）が識別することを可能とする対応が必要である。</p> <p>このため、固定電話番号を使用して転送電話サービスを提供する事業者（番号指定事業者及び番号非指定事業者）については、以下の点を固定電話番号の使用条件として定めることにより、通話品質の識別性を確保することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定電話網以外の転送区間においては、現行の固定電話、携帯電話又は050IP 電話と同等水準の品質を確保することにより、一定の通話品質を確保すること</li> <li>・ これを満たせない場合（転送区間がインターネットとなる場合）は、その旨を通話相手となる一般利用者（消費者）が認識できるようにするための措置（音声ガイダンス又は画面表示による通知（「着信転送」においては音声ガイダンスによる通知）等）を講じることとし、「発信転送」において当該措置を講じることが困難な場合は、発信者番号を非通知にすること</li> </ul>	<p>(1) インターネットを転送区間とする事業者が、その旨を通話相手となる一般利用者が認識できるようにするための措置を講じるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の技術基準（TTC標準）では、転送元事業者ではインターネット経由となるかを識別することは困難であると考えます。</li> </ul> <p>(2) 音声ガイダンス以外による通知を講じるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音声ガイダンスによる通知では、一般利用者が架電先を誤ったと誤認し切断する可能性があり、利用者の利便性低下に繋がるものが想定されます。</li> </ul>

受付番号: 201808220000485416

受信日付: 2018/08/22 16:21:35

案件番号: 145209152

案件名:

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申(案)に対する意見募集

宛先府省名: 総務省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

### 1 意見の趣旨

#### (1) 固定電話番号に係る地理的識別性及び社会的信頼性の確保の在り方について

IP 固定電話転送サービスを提供する事業者に対し、転送契約者の拠点の確認、実存確認及び本人確認を徹底することは賛成であり、当該義務をさらに、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」(携帯電話不正利用防止法)と同様に法的義務として創設すべきである。

#### (2) 番号非指定業者(番号指定事業者からの番号の卸提供)による転送電話サービスの提供の在り方について

番号非指定業者の作成した「電気通信番号使用計画」に対し総務大臣を認定するに当たり、その認定基準として、事業者が、上記の携帯電話不正利用防止法と同等の本人確認義務及び捜査機関に対する情報提供義務を自ら課すことを含めるべきである。

また、携帯電話が犯罪に利用されていたことが明らかな場合に当該番号の利用を半年ほど停止することを計画に盛り込ませるべきである。

### 2 理由

警視庁犯罪抑止対策本部の「平成30年上半期の特殊詐欺の状況について」([http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/tokushu/furikome/furikome.files/jokyo\\_modify.pdf](http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/tokushu/furikome/furikome.files/jokyo_modify.pdf))の発表等によれば、特殊詐欺の認知件数は平成29年に激増し、平成30年上半期の認知件数はさらに29年の同時期を上回る状況にある。そして犯罪利用電話の種別は、IP 固定電話の転用サービスが利用されていることが明らかとなっている。

特殊詐欺は旧来、発信場所の特定が困難な携帯電話が利用されることにより発生件数が増大したが、いわゆる携帯電話不正利用防止法の施行に伴い加入者の本人確認が徹底され犯罪利用が困難となり被害件数が激減した。

ところが IP 固定電話の転送サービスにおいては、本人確認義務を負わずに携帯電話と同様な状況  
を作出できることから、犯罪の温床となっているのが現状である。

したがって、IP 電話においても、本人確認義務を法的に創設すべきである。

また、事業者が作成するソフト・ローである電話番号利用計画においても、自社において本人確認義務を徹底させるとともに、IP 電話に関しては、犯罪予防の見地から犯罪に利用された電話番号につき事業者  
に利用停止措置を課すかどうかを認定基準とし、犯罪を放置すると利用可能番号が減少するペナルティを事実上付与し、これにより犯罪利用を速やかに予防する必要があると考える。

受付番号: 201808220000485405

受信日付: 2018/08/22 14:12:53

案件番号: 145209152

案件名:

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申(案)に対する意見募集

宛先府省名: 総務省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: 株式会社 NTT ドコモ [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

”番号非指定事業者(番号指定事業者からの番号の卸提供)による転送電話サービスの提供の在り方”についてです。

転送電話サービスの提供状況の報告について、電気通信番号に係る契約者全ての使用状況の把握や、番号非指定事業者(卸先事業者、再卸先事業者など)での提供状況の番号指定事業者による把握は困難であることから、効果的かつ運用可能な報告方法や報告内容となるよう、ご配慮をお願いいたします。

以上よろしく申し上げます。

受付番号: 201808220000485409

受信日付: 2018/08/22 14:51:45

案件番号: 145209152

案件名:

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申(案)に対する意見募集

宛先府省名: 総務省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: シスコシステムズ合同会社 [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

シスコシステムズ(以下シスコ)は、ビデオ会議を中心にビジネスコミュニケーションを統合したクラウドサービスを提供しており、コーリング機能と通信事業会社の音声基盤との連携により、固定電話番号での外線通話のサービスもあわせて提供しています。

今回、固定電話番号をめぐる、犯罪の背景となるような利用方法を規制しようという取り組みにシスコとして強く賛同するところです。

そのうえで、犯罪への利用等を防止するための手立てとしては、ID等身元の確認を効率的に漏れなく行うことが重要ではないかと考えています。

このため同じ政策目的に向かってより効果的なアプローチがあるのか見極めるため、固定電話の回線を有していることを条件とすることを含み、今回提案されている規制についてさらに検討を加えてよいのではないかと考えています。

シスコとしては、今後こうした対策が、日本の経済成長の原動力となる社会・経済のデジタル化に貢献するクラウドサービスにおけるイノベーションの進展を鈍らせることがないようにしながら、犯罪防止に向けた具体的な手立てをめぐる議論でお役に立つことができればと考えています。

以上



総務省総合通信基盤局  
番号企画室あて  
郵便番号〒105-0001

(ふりがな) [REDACTED]

住所(所在地) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(ふりがな) [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

#### 意見書

答申案の内容で示された方向性には基本的に賛成である。

特に、転送電話サービスの地理的識別性・信頼性の確保および転送電話サービスの提供の在り方につき意見を述べる。

1 答申案で考察して指摘している固定電話番号の地理的識別性・信頼性が社会的に認められることはそのとおりであり、この識別性や信頼性を利用した不適正な利用は現実には発生している。

具体的には、バーチャルオフィスと電話転送サービスを道具として利用した振り込め詐欺事案・仮想の投資を勧誘して投資資金を詐取する詐欺事案が発生している。

このような悪用事例からすると、固定電話番号については、転送電話サービスを提供する場合には、地理的識別性を偽ることがないように、たとえば転送電話サービスによる転送であることを明示するアナウンス(現在も転送電話サービスにおいて、直接固定電話設置場所から転送しているアナウンスを流す仕組みがある)を必須のものとするなど、一定のルールを設けて電話転送サービスの相手方通話者に転送電話であることが容易に判明するような制度的仕組みを組み込むことが必要であると考える。

一般利用者にとっては、転送されていることがわからないような転送電話サービスは、誤認させられるリスクのみを負うのであり、固定電話について長年にわたって積み重ねられた社会的認識にフリーライドまたは悪用をするものにほかならない。電話転送サービスのニーズについては、もっぱら固定電話設置場所から離れて外出する等の場合であっても電話に応答することができるようにして通話の機会損失を防止することが主目的であって、転送電話であることを通話の相手

方に知られることは、転送電話サービスに対する利用者の誤認を招き悪用されるというリスクに比して問題は少ないというべきである。

2 また詐欺等の悪用される事案では、被害者の誤信を利用した固定電話の地理的識別性や社会的な信用性を悪用するだけでなく、電話転送サービスを何重にも卸売し、多重的な契約のもとで転送電話サービスを利用することで契約者へ容易にたどりつけないようにして責任追及を困難にさせることもおこなわれている。

すなわち、犯罪捜査や民事的責任追及のための利用契約者を特定するためには、電話については電話番号の照会で、番号指定事業者から卸売先の回答を受け、さらに多重的な卸売を重ねられていると卸売された回数分の照会と回答を重ねる必要があり、末端の悪用した利用者を特定するまでに時間と費用・労力を費やさざるをえず、責任追及を困難にさせている。

答申案では十分には触れられていないが、転送電話サービスの卸売を重ねることによって責任追及を困難にさせることを防止することも、転送電話サービスの在り方を考えるにあたって考えるべきである。たとえ卸売を重ねても番号指定業者が末端の転送電話サービス利用者を直接把握し速やかに責任追及が可能となるような制度的仕組みの構築を検討すべきである。

受付番号: 201808220000485435

受信日付: 2018/08/22 19:49:50

案件番号: 145209152

案件名:

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申(案)に対する意見募集

宛先府省名: 総務省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

答申案の内容で示された方向性に賛成である。

固定電話番号の識別性や信頼性を悪用することを可能とする電話転送サービスの需要としては、詐欺行為等の不正な利用か、そうでないとしても取引相手に対して自らの事業実態を誤信させてビジネスを展開しようとする欺瞞的な利用しか想定しがたいのであって、このようなサービスの存在は有害性が高い反面、社会的存在意義は極めて乏しいと言わざるを得ない。

そういった電話転送サービスの厳格に規制することは重要であると考えます。

ちなみに、このような電話転送サービスを何重にも卸売し、多重的な契約のもとで転送電話サービスを利用することで契約者へ容易にたどりつけないようにして責任追及を困難にさせることもおこなわれている。答申案では触れられていないが、そのように転送電話サービスの卸売を重ねることによって責任追及を困難にさせることも、転送電話サービスの在り方を考えるにあたって、番号指定業者が末端利用者を把握できるような制度的仕組みの構築などを求めるべきである。

## 「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申（案）への意見

## 意見書

答申案の内容で示された方向性には基本的に賛成である。

## 1 はじめに

私は、カンボジア不動産投資被害弁護団の団長をしている。同弁護団の活動については、同弁護団のHPを参照されたい (<http://can-higai.sakura.ne.jp/>)。

いわゆる劇場型詐欺の案件であり、いわゆる転送電話が使われた。表示される電話番号及び被害者に知らされる電話番号は、固定電話の番号であるが、実際には、複数の電話転送業者の介在を経て、最終的に掛け子と呼ばれる勧誘者グループが携帯電話から電話をしていたものである。掛け子グループに対し有罪判決が言い渡され、実刑が確定している。また、現在、違法行為に用いられるツールの適正なあり方を問うことにより、電話転送事業者などが安易に詐欺等の違法行為に加担することの抑止をも企図し、電話転送事業者に対する損害賠償請求訴訟を提起し、現在、訴訟係属中である（いずれも、上記HPを参照されたい。）。

## 2 答申案について

## (1) 転送電話であることが分かる仕組みの検討

固定電話番号の地理的識別性・信頼性が社会的に認知されていることはそのとおりであり、それゆえに、いわゆる特殊詐欺に使われる電話番号は、以前は、携帯電話番号であったものが、現在は、固定電話番号が大半を占めるようになった。その実態については、日弁連・近弁連・京都弁護士会の共催による第87回民事介入暴力対策京都会議協議会資料「特殊詐欺の撲滅を目指して～犯罪インフラ対策の推進～」に詳しいので、是非、参照されたい。

そもそも、電話転送サービスのニーズについては、もっぱら固定電話設置場所から離れて外出する等の場合の機会損失を防止することが主目的であるのだから、転送電話であることを通話の相手方に知られるようにすればよく、そのようにすることは、転送電話サービスに対する利用者の誤認を招き悪用されるリスクに比べれば問題は無いというに等しい。

従って、制度として転送電話サービスを提供する場合には、地理的識別性が偽られないように、電話転送サービスの相手方通話者に転送電話であることが容易に判明するような制度的仕組みを検討すべきである。

## 2 転送電話サービスの重層的取扱の禁止

特殊詐欺等で悪用される事案では、電話馬号が多層的に卸され、多層的な契約のもとで転送電話サービスが利用されているので、契約者（利用者）へ辿り着くのは容易ではなく、責任追及が困難となっている。

中間に多数の業者が介在すれば、それだけ使用料が高くなるにもかかわらず、このような仕組みが取られている端末（携帯電話）を使うユーザーが正業を営むはずはなく、つまり、詐

欺その他の悪事を働く者でしかあり得ず、そのようなユーザーを前提とした仕組みが厳然として存在している、という現状である。

答申案では十分には触れられていないが、転送電話サービスの卸売を重ねることによって責任追及を困難にさせること、換言すれば詐欺師等にツールを提供すること防止することも、転送電話サービスの在り方を考えるにあたって考えるべきである。

### 3 違法行為に使われている回線の利用停止・解除

前記民事介入暴力対策京都会議協議会のテーマとなっているところであるが、違法行為に使われていることが疎明された回線の利用停止、解除を認めるべきである。

以上

電話

FAX

答申案の内容で示された方向性には基本的に賛成である。

## 1 はじめに

私は、カンボジア不動産投資被害弁護団の一員として、転送電話業者らを被告として訴訟を進行している。同弁護団の活動については、同弁護団のHPを参照されたい(<http://can-higai.sakura.ne.jp/>)。

本件は、いわゆる劇場型詐欺の案件であり、被害者への勧誘にいわゆる転送電話が使われた。表示される電話番号及び被害者に知らされる電話番号は、固定電話の番号であるが、実際には、複数の電話転送業者の介在を経て、最終的に掛け子と呼ばれる勧誘者グループが携帯電話から電話をしていたものである。なおこれらの掛け子グループに対し有罪判決が言い渡され、実刑が確定している。

上記訴訟は、違法行為に用いられるツールの適正なあり方を問うことにより、電話転送事業者などが安易に詐欺等の違法行為に加担することの抑止をも企図し、電話転送事業者に対して、上記詐欺を幫助した責任を問うものである(いずれも、上記HPを参照されたい。)

## 2 答申案について

### (1) 転送電話であることが分かる仕組みの検討

固定電話番号の地理的識別性・信頼性が社会的に認知されていることはそのとおりであり、それゆえに、いわゆる特殊詐欺に使われる電話番号は、以前は、携帯電話番号であったものが、現在は、固定電話番号が大半を占めるようになった。その実態については、日弁連・近弁連・京都弁護士会の共催による第87回民事介入暴力対策京都会議協議会資料「特殊詐欺の撲滅を目指して～犯罪インフラ対策の推進～」に詳しいので、是非、参照されたい。

そもそも、電話転送サービスのニーズについては、もっぱら固定電話設置場所から離れて外出する等の場合の機会損失を防止することが主目的であるのだから、転送電話であることを通話の相手方に知られるようにすればよく、そのようにすることは、転送電話サービスに対する利用者の誤認を招き悪用されるリスクに比べれば問題は無いというに等しい。

従って、制度として転送電話サービスを提供する場合には、地理的識別性が偽られないように、電話転送サービスの相手方通話者に転送電話であることが容易に判明するような制度的仕組みを検討すべきである。この点について、答申案では、事業者が拠点を有し、そ子で実際に活動していることを転送電話を用いる要件とする方向で検討されている点は評価できる。

## 2 転送電話サービスの重層的取扱の禁止

特殊詐欺等で悪用される事案では、電話馬号が多層的に卸され、多層的な契約のもとで転送電話サービスが利用されているので、契約者(利用者)へ辿り着くのは容易ではなく、責任追及が困難となっている。

中間に多数の業者が介在すれば、それだけ使用料が高くなるにもかかわらず、このような仕組みが取られている端末(携帯電話)を使うユーザーが正業を営むはずはなく、つまり、詐欺その他の悪事を働く者でしかあり得ず、そのようなユーザーを前提とした仕組みが厳然として存在している、という現状である。

答申案では十分には触れられていないが、転送電話サービスの卸売を重ねることによって責任追及を困難にさせること、換言すれば詐欺師等にツールを提供すること防止することも、転送電話サービスの在り方を考えるにあたって考えるべきである。

## 3 違法行為に使われている回線の利用停止・解除

現在の電気通信事業法制では、犯罪等の違法行為に利用された回線の利用停止、解除措置が正面から認められていない。この点は、前記民事介入暴力対策京都会議協議会のテーマとなっているところであるが、違法行為に使われていることが疎明された回線の利用停止、解除を認めるべき方向での検討が、詐欺等の被害防止の観点から必要不可欠である。

以上

〒 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

TEL: [REDACTED] FAX: [REDACTED]

Email: [REDACTED]

[REDACTED]

受付番号: 201808220000485460

受信日付: 2018/08/22 23:57:20

案件番号: 145209152

案件名:

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申(案)に対する意見募集

宛先府省名: 総務省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

意見を行う。

例示されたサービスについては、どうも、個人が、自宅の光回線電話について、ONU 配下の HGW やルータ等の下の端末により、電話関係パケットの解釈を行いながら、そこからネットワーク経由(当然、インターネットを含む)でアクセス可能な同個人保有のスマートフォン(正確にはそのアプリケーション)等との中継を行うシステムを保有するという、重要かつ ICT 中級利用者以上にそれなりにありうるであろうケースが抜けている気がするのであるが、それについては議論を行わないのか。(要するに、時々ICT 関連サイトで紹介される様な、「スマートフォンでいつでもどこでも自宅光電話回線を使えるシステムを作ろう」、という様なケースについての議論である。(スマートフォンや光回線の IP が絞り込めれば、この様な事は実際行える。そしてこの場合、当然、電話番号は着信・発信ともに何も変わりが無いというのが通常である。))

この場合、個人が自らの家庭の光回線を用いて、外部の中継事業者を使わずに、自宅外で自宅(ではないかもしれないが)の電話番号を使っての発着信が可能になるのであるが、技術的に言ってこの場合についても議論を行うべきはまずであるので(なお、この場合、当然、電気通信事業者による確認はなされない。)、国には、この様な場合も検討対象に含めて、改めて議論を行っていただきたいと考える。

なお、この場合、個人が構築可能なものであるので事業者によるサービスとはならないものとなる可能性があるが、しかしこの様なシステムを簡単に構築出来る機器や、あるいはその様な機器を配布しての転送サービス提供(機器管理と呼ぶべきかもしれないが、転送サービス自体は顧客の保有機器が行う事になるので。)、あるいは転送対象先の IP の割当に融通性を付加する様な外部サービスの存在もありうるかと思われるので、利用者個人の光回線と相手回線とは直接的につながっているが、しかし利用者個人の側において光回線の配下機器から利用者個人のスマートフォンへの転送が行われる様なパターンについても議論を行っていただきたいと考える。

この場合の議論について、行政による諮問・検討が行われていないのは、明らかに意見募集を行う



上での不備である。

意見は以上である。諮問・検討・議論について、上に記述した様なケースも加えて、再度行っていただきたい。